

グループホームあやすぎの里重要事項説明書

〈指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護〉

(令和6年6月1日現在)

当事業所は、ご契約者（ご利用者）に対して指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 平成会		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497 番地 2		
電話番号	0968-32-2117	F A X 番号	0968-32-3176
代表者氏名	理事長 太田黒 昭彦		
設立年月日	平成元年 11 月 28 日		

2 事業所の概要

事業所の名称	グループホームあやすぎの里		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497 番地 1		
電話番号	0968-32-3181	F A X 番号	0968-32-3990
管理者氏名	稗島 孝一朗		
事業開始年月日	指定認知症対応型共同生活介護：平成 17 年 4 月 13 日 指定介護予防認知症対応型共同生活介護：平成 18 年 4 月 1 日		
指定番号	4370800700		
利用定員	9 名		

3 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8 : 00 ~ 午後 5 : 00

4 施設、設備の概要

建物の構造	木造平屋建て
居室等の種類	個室 9 室
トイレの数	各居室 9 か所、多目的トイレ 1 か所
電話の数と種類	事務所と台所にコードレス電話を設置しています。
ナースコール	各居室、トイレ、浴室に設置し、事務室に連絡できます。
防災設備	避難誘導灯、自動火災報知器、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、非常通報設備を設置しています。

5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、その目標を設定し、計画的に日常生活に必要なサービスを妥当適切に提供します。

6 従業員の勤務体制

職種	配置人員	業務内容
管理者	常勤兼務1名 介護従業者を兼務	事業所の管理運営
計画作成担当者	常勤兼務1名 介護従業者を兼務	認知症対応型共同生活介護 計画の作成
介護従業者	常勤兼務2名	入居者の介護業務
	常勤専従5名	

7 サービスの内容

当事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容は次のとおりです。

① 入浴の介助

1週間に2回以上、入浴介助又は清拭を行います。

② 排泄の介助

利用者の心身の状況に応じて、おむつ交換、トイレ誘導等必要な介助を行います。

③ 食事の提供及び介助

利用者の嗜好や身体等の状況に合わせた食事を適時適温で提供し、心身の状況に応じて、必要な食事介助を行います。

④ 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえて、機能回復訓練やレクリエーション、日常生活を送る上での必要な訓練等を行います。

⑤ その他の日常生活上の援助

離床、着替え、整容等利用者の心身等の状況に応じた日常生活上の援助を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況及び、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言、援助を行います。

⑦ 社会生活上の便宜の提供

利用者が日常生活を営む上で、必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者又は家族の同意を得て、代わって行います。

8 利用料金

(1) 介護保険対象サービス費

契約者は、要介護（要支援）認定に応じた介護報酬告示上の額から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額：通常はサービス利用料金の1割負担となります。ただし、契約者の所得によっては2割又は3割負担となる場合があります。詳しくは、「介護保険負担割合証」をご確認ください。）を事業者に支払うものとしします。

※ 以下の①から⑧の料金は、1割負担の場合の利用料金となります。

① 認知症対応型共同生活介護費（介護予防認知症対応型共同生活介護費）

要介護状態区分	1日当りの自己負担額
要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

② 初期加算 30円（1日あたり）

入居日から30日間加算されます。医療機関に1か月以上入院した後、退院して再入居する場合も同様。

③ 若年性認知症利用者受入加算 120円（1日あたり）

若年性認知症利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合に加算されます。

④ 退居時情報提供加算 250円（1回あたり）

医療機関へ退居する入居者について、退去後の医療機関に対して当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、利用者一人につき1回に限り加算されます。

⑤ 退居時相談援助加算 400円（1回あたり）

利用期間が1月を超える利用者が退居する場合において、在宅や地域での生活を継続できるように相談援助等行った場合に、利用者一人につき1回を限度として加算されます。

⑥ 認知症専門ケア加算（I） 3円（1日あたり）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施し、当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している場合に加算されます。

⑦ 口腔衛生管理体制加算 30円（1月あたり）

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。

⑧ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20円（6月に1回）

当該事業所の従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に6月に1度を限度に算定します。

⑨ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円（1日あたり）

当該事業所の看護・介護職員のうち以下のいずれかに該当した場合に加算されます。

- 1 介護福祉士70%以上 2 勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上

⑩ 科学的介護推進体制加算 40円（1月あたり）

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

⑪ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円（1月あたり）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じ、生産性向上ガイドラインに基づく、改善活動を行っている。また、見守り機器等を1つ以上導入しており、且つ1年に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出している場合に算定されます。

⑫ 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ

所定単位数にサービス別加算率18.6%を乗じた単位数で算定

*介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、事業所が介護職員処遇改善計画を作成し山鹿市長に届け出る等、各種要件に適合している場合に加算されます。

※ 上記料金（1）について、法改正等による介護給付費の変更があった場合は、利用料金を変更する場合があります。

（2）その他の費用

① 家賃 1,350円（1日あたり）

② 食費 1,445円（1日あたり）

③ 水道・光熱費 600円（1日あたり）

④ 共益費 400円（1日あたり）

⑤ おむつ代・口腔ケア用品 実費（別紙参照）

⑥ 理美容（散髪）料 1,500円（1回あたり）

理美容サービス（散髪）を希望される場合は、毎月1回（第2月曜日）委託美容師が行います。

※ 上記料金（2）について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前に

利用者又は家族に説明し、同意を得るものとします。

9 利用料金のお支払方法

当月の料金合計額の明細を記入した請求書を、翌月 10 日までに利用者又は家族に送付しますので、口座自動振替又は現金にて月末までにお支払い下さい。（中途での入退居の場合は利用日数に基づいて計算いたします。）又、支払いを確認した後、領収書を発行いたします。

10 緊急時の対応

- ① 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

- ① サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する責任者	管理者 稗島 孝一郎
-------------	------------

13 協力医療機関等

当事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関及び協力施設を次のとおり定めています。

- ① 協力医療機関
医療機関名 小林医院
所在地 山鹿市鹿北町四丁 1705 番地
- ② 協力歯科医療機関
医療機関名 小林歯科医院
所在地 山鹿市鹿北町四丁 1632 番地 1
- ③ 協力介護老人保健施設
施設名 介護老人保健施設 太陽
所在地 山鹿市鹿本町津袋 654 番地 1
- ④ 協力介護老人福祉施設
施設名 特別養護老人ホームあやすぎ荘
所在地 山鹿市鹿北町岩野 5497 番地 2

1 4 入居の基準

当事業所の入居基準は以下のとおりです。

- ① 要支援 2 又は、要介護 1 から要介護 5 の方で、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むのに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

1 5 入居の手続

当事業所への入居を希望される場合は「入居申込書」に必要事項を記入し、申込んでいただきます。申込後、入居希望者及びご家族との面談、入居検討委員会での検討の上決定します。入居が内定した場合、入居希望者の健康診断書を提出していただきます。

1 6 退居について

- ① ご利用者の都合で退居される場合は、退居を希望する 7 日前までに申出てください。
- ② 利用者の要介護認定の更新で非該当又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ③ 以下の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ア 利用者が他の介護保険施設へ入院又は入所した場合。
 - イ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。
- ④ その他
 - 以下の事由に該当する場合は、30 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を終了します。
 - ア 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合。
 - イ 利用者が病院又は診療所へ入院し、明らかに 1 か月以内に退院できる見込みがない場合又は、1 か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ウ 入所後利用者の状態が変化し、入居基準に該当しなくなった場合。
 - エ 利用者が事業者や従業員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - オ やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

1 7 利用者の留意事項

当事業所の利用に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ① 故意に施設及び物品等に損害を与え、又はこれを持ち出さないこと。
- ② 指定された場所以外において火気を用いないこと。
- ③ 喫煙は所定の場所で行うこと。
- ④ 外出、外泊の際は、外出（外泊）届により届け出ること。
- ⑤ 他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教、政治活動を行わないこと。
- ⑥ その他管理者が定めたこと。

利用者の故意又は重大な過失により、施設、設備等を破損、汚損若しくは変更した場合には、利用者の負担により、現状に復するか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

18 非常災害対策

- ① 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ② 防火管理者、火元責任者を選任して防火対策を行います。
- ③ 当事業所には、防火設備として、自動火災報知器、消火器、避難誘導灯を設置しています。
- ④ 防火設備は、年2回専門業者による点検を行います。
- ⑤ 非常災害に備えるため、以下の訓練を行います。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導） 年2回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練（夜間想定訓練含む） 年2回以上
 - ・非常災害用の設備の使用法の徹底 随時

19 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- ① 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- ② 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

20 地域との連携

- ① 地域に開かれた事業運営を展開するため、利用者の家族や地域の代表者、市町村の職員等により構成される「運営推進会議」を設置します。
- ② 「運営推進会議」は概ね2カ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聞きます。
- ③ 「運営推進会議」における報告、評価、要望、助言等については記録を作成すると共に、その記録を公表します。

21 苦情処理

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	グループホームあやすぎの里		
電話番号	0968-32-3181	FAX番号	0968-32-3990
Eメール	ayasuginosato@ayasugisou.com		
受付担当者	管理者：稗島 孝一郎 計画作成担当者：田中 将裕		
解決責任者	管理者：稗島 孝一郎		

受付時間	午前8時から午後5時まで
苦情処理 第三者委員	社会福祉法人 平成会監事 野中 弘樹 (連絡先：0968-32-2205) 井手 節幸 (連絡先：0968-32-2404)
その他の 苦情受付機関	国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (連絡先：096-214-1101) 山鹿市役所 長寿支援課 (連絡先：0968-43-1180)

2.2 利用料金表 (単位：円) ※1 割負担の場合の料金

種別 \ 要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
基本サービス費 ①	761	765	801	824	841	859	
家賃 ②	1,350						
食費 ③	1,445						
水道・光熱費 ④	600						
共益費 ⑤	400						
1日当たりの負担額 ①+②+③+④+⑤	4,556	4,560	4,596	4,619	4,636	4,654	
1月当たりの負担額	136,680	136,800	137,880	138,570	139,080	139,620	30日 の 場合
<p>※ 1 利用料金表の他に、入居者の状況や事業所が提供するサービスの内容により、本重要事項説明書8の(1)の②から⑩及び(2)の⑤から⑥の料金をご負担いただく場合があります。</p> <p>2 おむつ及び口腔ケア用品の購入を希望される場合は、別紙(料金表)を参照してください。</p> <p>3 理美容サービス(カット)を希望される場合は、毎月1回(第2月曜日)委託美容師が行います。(1回当たり 1,500円)</p>							

【グループホーム】
(令和6年度介護報酬改定版)

同 意 書

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に当たり、
契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者
所在地 熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497 番地 2
名 称 社会福祉法人 平成会
代表者 理事長 太 田 黒 昭 彦

説明者 職名_____ 氏名_____

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定認知
症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意し
ます。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

続柄 ()